

# 兵庫県警察における内部公益通報の処理要領について（一般甲）（要徹底）

〔兵警監一般甲第62号  
令和6年7月30日〕

兵庫県警察（以下「警察」という。）における内部公益通報の処理要領については、対号により運用しているところであるが、7月31日から下記のとおり運用することとしたので、各所属長は、所属職員に周知徹底の上、内部公益通報の適切な処理に誤りのないようにされたい。

なお、対号は、7月30日限り、廃止する。

記

## 1 趣旨

この要領は、内部公益通報の適切な処理に関し必要な事項を定めるものとする。

## 2 定義

この要領において、「内部公益通報」とは、次に掲げる通報であって、不正の利益を得る目的、他人に損害を与える目的その他の不正の目的でないものをいう。

- (1) 警察職員（以下「職員」という。）、警察の取引先の労働者若しくは役員又はこれらに該当する者であったもの（以下これらを「職員等」という。）が、警察又は警察の事業に従事する場合における職員その他の者についての法令違反行為（以下「法令違反行為」という。）又はその疑いのある事実を兵庫県公安委員会（以下「公安委員会」という。）に設置された内部公益通報外部窓口又は警察に通報するもの。
- (2) 職員等が、警察又は警察の事業に従事する場合における職員についての警察若しくは公安委員会の定める規程に違反する行為（以下「内部規程違反行為」という。）又はその疑いのある事実を公安委員会に設置された内部公益通報外部窓口又は警察に通報するもの。

## 3 内部公益通報の処理の基本

- (1) 警務部監察官室長（以下「監察官室長」という。）は、内部公益通報の受理、事実関係の調査等内部公益通報の処理及び相談に関する業務（以下「内部公益通報対応業務」という。）の総括に当たるものとし、内部公益通報の処理を行う場合において必要と認めるときは、調査その他の協力を他の所属長に依頼することができる。
- (2) 内部公益通報又はそれに関連する相談若しくは情報提供（以下「内部公益通報等」という。）の取扱いに関与した職員は、内部公益通報等に関する秘密を正当な理由なく漏らしてはならない。
- (3) 内部公益通報等の取扱いに關与した職員は、知り得た個人情報（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。以下同じ。）の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。
- (4) 職員は、内部公益通報等をした者に対し、内部公益通報等をしたことの理由に不利益な取扱いをしてはならない。
- (5) 職員（監察官室長が内部公益通報の処理を行う上で必要と認める者を除く。）は、

内部公益通報等をした者の探索をしてはならない。

- (6) 職員は、自らが関係する内部公益通報等への対応に関与してはならない。

#### 4 内部公益通報受付窓口の設置等

- (1) 公安委員会に設置された内部公益通報外部窓口の専用ダイヤル（警察電話2055）のほか、警務部監察官室（以下「監察官室」という。）に、内部公益通報受付窓口を置く。
- (2) 内部公益通報受付窓口においては、口頭又は書面によるほか、次に掲げる専用電話又はシステムにより内部公益通報等を取り扱うものとする。
- ア 内部公益通報専用ダイヤル（監察110番。警察電話2489）  
イ 内部公益通報用システム（監察110番通報システム）

#### 5 内部公益通報対応業務従事者の指定等

- (1) 警務部長は、内部公益通報対応業務に従事する職員（以下「内部公益通報対応業務従事者」という。）をあらかじめ指定しておくものとする。
- (2) 警務部長は、内部公益通報対応業務従事者が、内部公益通報に係る事案に関係する者であると認めるときは、当該内部公益通報対応業務従事者を内部公益通報対応業務に関与させないための措置を講ずるものとする。
- (3) 前記(1)及び(2)に掲げるもののほか、内部公益通報対応業務従事者の指定等に関して必要な事項は、警務部長が別途示達する。

#### 6 監察官室長への通報

所属長は、内部公益通報に該当すると認められる通報又はそれに関連する相談若しくは情報提供（以下「該当通報等」という。）を取り扱ったときは、その旨を遅滞なく監察官室長に通報するものとする。

#### 7 内部公益通報の受理等

- (1) 監察官室長は、監察官室の内部公益通報受付窓口を通じて該当通報等を取り扱った場合又は6の規定による通報を受けた場合において、当該該当通報等が内部公益通報に該当するものであると認めるときは、これを内部公益通報として受理するものとする。この場合において、監察官室長は、次に掲げる事務を遅滞なく行わなければならない。
- ア 内部公益通報をした者（以下「通報者」という。）に対する内部公益通報として受理した旨の通知  
イ 通報者に対する調査経過及び調査結果の通知の要否についての意思の確認  
ウ 通報者の氏名、連絡先等の確認  
エ 内部公益通報の内容となる事実の把握  
オ 通報者に対する、通報したことによる不利益な取扱いはないこと、当該内部公益通報に関する秘密は保持されること、個人情報は保護されること、内部公益通報の受理後の手続の流れ等の説明
- (2) 監察官室長は、前記(1)前段に規定する場合において、該当通報等が内部公益通報に該当しないと認めるときは、当該該当通報等をした者に対し、これを内部公益通報として受理しないこと及びその理由を遅滞なく通知しなければならない。

#### 8 内部公益通報の調査等

- (1) 監察官室長は、7の(1)の規定により内部公益通報を受理したときは、速やかに警察本部長（以下「本部長」という。）に報告しなければならない。
- (2) 監察官室長は、前記(1)の規定による報告をしたときは、当該内部公益通報の内容が既に調査済み、改善済み等調査を行う必要がないと認められるものであるときを除き、速やかに必要かつ相当と認める方法により、調査を開始するものとする。この場合において、監察官室長は、通報者に対し、適正な業務の遂行又は利害関係人の秘密、信用、名誉、プライバシー等の保護に支障がある場合を除き、調査の着手時期及び内部公益通報の処理に要すると見込まれる期間を通知するほか、通報者の秘密を守るとともに個人情報を保護するため、当該通報者が特定されることはないと十分に留意しなければならない。
- (3) 監察官室長は、前記(2)前段の規定により調査を行うに当たって、必要があると認めるときは、当該調査を行うことを関係する所属の長（以下「関係所属長」という。）に依頼することができる。この場合において、関係所属長は、速やかに必要な調査を行い、当該調査の結果を監察官室長に通知しなければならない。
- (4) 監察官室長は、調査経過及び調査結果の通知を要望した通報者（以下「要望者」という。）に対しては、利害関係人の秘密、信用、名誉、プライバシー等に留意しつつ、調査の進捗状況について適宜通知するよう努めるものとする。

## 9 是正措置等の実施等

- (1) 監察官室長は、8の(2)の規定による調査の結果、次に掲げる行為があると認めたときは、それぞれに定めるところにより、速やかに措置するものとする。
  - ア 法令違反行為及び内部規程違反行為（以下「法令違反行為等」という。）是正措置、再発防止措置等（以下「是正措置等」という。）を講ずる。
  - イ 犯罪行為 刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）にのっとった手続をとる。
- (2) 監察官室長は、8の(2)の規定により調査を行った場合において、法令違反行為等が存在しないこと又は内部公益通報に該当しないことが明らかになったときは、その旨を要望者に通知するものとする。
- (3) 監察官室長は、前記(1)の規定による措置を講ずるに当たって、必要があると認めるときは、当該措置を講ずることを関係所属長に依頼することができる。この場合において、関係所属長は、速やかに措置を講じ、当該措置の結果を監察官室長に通知しなければならない。
- (4) 本部長は、必要があると認めるときは、当該法令違反行為等に係る職員について兵庫県警察職員の懲戒の取扱いに関する訓令（昭和40年兵庫県警察本部訓令第27号）に規定する懲戒処分、訓戒又は注意その他必要な措置（以下「処分等」という。）を講ずるものとする。

## 10 措置結果等の通知

監察官室長は、9の(1)のアの規定により是正措置等を講じたときは、利害関係人の秘密、信用、名誉、プライバシー等に留意しつつ、その調査結果、是正措置等を速やかに取りまとるとともに、遅滞なく当該要望者に通知するよう努めるものとする。

## 11 措置結果の報告

監察官室長は、内部公益通報の受理又は不受理の状況、受理した場合における調査

の進捗状況並びに調査結果を踏まえて講じた措置及びその内容について、その都度、本部長に報告するものとする。

## 12 公安委員会への報告

本部長は、内部公益通報及びその調査結果、是正措置等の内容を遅滞なく公安委員会に報告するものとする。

## 13 意見又は苦情への対応

監察官室長は、内部公益通報等をした者から当該内部公益通報等への対応に関する意見又は苦情の申出を受けたときは、迅速かつ適切に対応するよう努めるものとする。

## 14 関係事項の公表

監察官室長は、内部公益通報等に関し、必要と認める事項を適宜公表するものとする。

## 15 留意事項

- (1) 監察官室長又は関係所属長は、是正措置等が十分に機能していることを適切な時期に確認し、必要があると認めるとときは、更に改善を行うこと。
- (2) 監察官室長は、内部公益通報の処理の終了後、関係所属長の必要な協力を得ながら、内部公益通報をしたことの理由とした通報者に対する不利益な取扱い、職場内での嫌がらせ等が行われていないかどうかを適宜確認すること。
- (3) 本部長は、内部公益通報等をした者に当該内部公益通報等をしたことを理由として正当な理由なく不利益な取扱いを行った者及び内部公益通報等をした者の探索を行った者に対し、必要な処分等を行うこと。当該内部公益通報等に関する秘密を正当な理由なく漏らした職員及び知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用した職員についても同様とする。
- (4) 他の行政機関その他公の機関から調査等の協力を求められたときは、正当な理由がある場合を除き、必要な協力をを行うこと。
- (5) 匿名者からの法令違反行為若しくは内部規程違反行為又はこれらの疑いのある事実に関する通報についても、この要領に準じて適切に調査又は是正措置等を行うこと。